

下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	14
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第三条関係）	27
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第四条関係）	47
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第五条関係）	54
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）	57
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第二項関係）	58

改 正 案	現 行
（流域別下水道整備総合計画を定めるべき公共の水域又は海域の要件） 第二条 法第二条の四第一項に規定する政令で定める要件は、同項の水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域の水質の汚濁が二以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ、当該公共の水域又は海域の環境上の条件を主として下水道の整備によつて当該水質環境基準に達せしめる必要があることとする。 （排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件） 第二条の二 法第二条の四第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 窒素含有量又は燐含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条の四第一項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。 二 （略） （高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質の基準） 第二条の三 法第二条の四第四項に規定する政令で定める基準は、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及び燐含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値（当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三	（流域別下水道整備総合計画を定めるべき公共の水域又は海域の要件） 第二条 法第二条の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域の水質の汚濁が二以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ、当該公共の水域又は海域の環境上の条件を主として下水道の整備によつて当該水質環境基準に達せしめる必要があることとする。 （排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件） 第二条の二 法第二条の二第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 窒素含有量又は燐含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条の二第一項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。 二 （略） （高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質の基準） 第二条の三 法第二条の二第四項に規定する政令で定める基準は、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及び燐含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値（当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三

ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下とする。

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第五号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限り、）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

一五 （略）

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二 法第四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都

ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下とする。

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第五号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限り、）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

一五 （略）

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都

市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二 （略）

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第五条 法第四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・三 （略）

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一・七 （略）

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第五条の三 法第七条第二項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。

（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）

第五条の七 法第七条第三項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。

市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一・二 （略）

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第五条 法第四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・三 （略）

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一・七 （略）

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第五条の三 法第七条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。

（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）

第五条の七 法第七条第二項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。

第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼、耐硫酸性を有するコンクリートその他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 (略)

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の改築、修繕又は点検若しくは清掃のため必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 前号のマンホールは、排水施設を安全かつ効率的に点検するための機器を容易に搬出入することができる構造その他の排水施設の改築、修繕又は点検を安全かつ効率的に行うために必要な措置を容易に講ずることができる構造とすること。

六 (略)

七 公共下水道又は流域下水道の管理上特に重要な排水施設で国土交通省令で定めるもの（次号において「特定重要排水施設」という。）にあつては、改築、修繕及び点検並びに災害の発生時における応急措置及び災害復旧の実施に際し下水の流量を適切に調節することができるよう、下水を迂回させることができる管渠を設置すること、当該特定重要排水施設の上流に貯留施設又は堰を設置することその他の必要な措置を講ずること。

八 特定重要排水施設のうち特に損傷、腐食その他の劣化のおそれがある箇所には、異状を検知するためのセンサーの設置その

第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 (略)

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(新設)

五 (略)

(新設)

(新設)

他の異状の検知の効率化に資する措置を講ずること。

九| (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第五条の十二 法第七条の第三第二項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一| (略)

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、機器の遠隔操作、これに類する情報通信技術を活用する方法その他の適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きい排水施設その他の特に重点的に点検すべき排水施設で国土交通省令で定めるものにあつては、損傷、腐食その他の劣化を防止するために当該排水施設の異状を把握する方法として国土交通省令で定める方法により行うこと。

四| 第二号の点検を行ったときは、国土交通大臣が定めるところにより、公共下水道等の施設の安全性の評価を行い、当該評価の結果に応じて、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五| 前号に定めるもののほか、公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

六| (略)

2 (略)

(事業者から徴収する使用料の基準)

六| (略)

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第五条の十二 法第七条の第三第二項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一| (略)

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

(新設)

四| 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五| (略)

2 (略)

(事業者から徴収する使用料の基準)

第十一条の二 法第二十条第四項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一・六 (略)

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の九 法第二十五条の二十三第八項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の十 法第二十五条の二十三第八項に規定する政令で定め

第十一条の二 法第二十条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。

一・六 (略)

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第十七条の九 法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定め

る事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一、九（略）

（都市下水路の構造の基準）

第十七条の十三 第五条の八、第五条の九（第七号から第九号までに係る部分を除く。）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

（連携協力下水道の管理に係る権限の代行）

第二十三条の二 法第三十一条の五第四項の規定により関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合において、当該連携協力下水道の下水道管理者に代わつて行う権限は、次に掲げる権限のうち、関係下水道管理者が当該連携協力下水道の下水道管理者と協議して定めるものとする。

一 法第七条の二第一項（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により操作規則を定めること。

二 法第十条第一項ただし書の規定による許可を与えること。

三 法第十一条の二第一項又は第二項（これらの規定を法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

四 法第十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

五 法第十二条の四（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

六 法第十二条の五（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更又は廃止を命ずること。

る事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一、九（略）

（都市下水路の構造の基準）

第十七条の十三 第五条の八、第五条の九（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

（新設）

-
- と。
- 七 法第十二条の六第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により期間を短縮すること。
- 八 法第十二条の七（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- 九 法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- 十 法第十二条の九第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- 十一 法第十二条の九第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- 十二 法第十二条の十第一項又は第二項の規定による通知をし、又は当該通知を受理すること。
- 十三 法第十三条第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させること。
- 十四 法第十四条第一項の規定により公共下水道の使用を一時制限すること。
- 十五 法第十五条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させ、又は施設を維持させること。
- 十六 法第十五条の二（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により協定を締結すること。
- 十七 法第十六条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事又は施設の維持を行うことを承認すること。
- 十八 法第十七条（法第二十五条の三十及び第三十一条において
-

準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。

十九 法第十八条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事又は維持に要する費用の全部又は一部を負担させること。

二十 法第十八条の二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させること。

二十一 法第十九条の規定により工事に要する費用の一部を負担させること。

二十二 法第二十一条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定により水質検査を行い、その結果を記録しておくこと。

二十三 法第二十一条第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により終末処理場の維持管理をすること。

二十四 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により発生汚泥等処理をすること。

二十五 法第二十三条の二（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定により公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報を公表すること。

二十六 法第二十三条の三（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により水防管理団体が行う水防に協力すること。

二十七 法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

二十八 法第二十五条の三第一項の規定により管理協定を締結し、及び雨水貯留施設の管理を行うこと。

-
- 二十九 法第二十五条の四第一項の規定により管理協定を締結し、及び雨水貯留施設の管理を行うこと。
- 三十 法第二十五条の十第一項の規定による認定をすること。
- 三十一 法第二十五条の十二（法第二十五条の十三第二項及び第二十五条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。
- 三十二 法第二十五条の十三第一項の規定による変更の認定をすること。
- 三十三 法第二十五条の十四の規定により助言及び指導を行うこと。
- 三十四 法第二十五条の十八の規定により報告を求めること。
- 三十五 法第二十五条の十九の規定により地位の承継の承認をすること。
- 三十六 法第二十五条の二十の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 三十七 法第二十五条の二十一第一項の規定により計画の認定を取り消すこと。
- 三十八 法第二十五条の二十七第一項の規定により施設の使用を一時制限すること。
- 三十九 法第二十五条の二十八第一項の規定により原因を調査し、調査の結果を報告するように求め、同条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを求めること。
- 四十 法第二十五条の二十九第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
- 四十一 法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。
- 四十二 法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
- 四十三 法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
-

四十四 法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により関係下水道管理者が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十五 法第三十七条の二の規定により改善を命じ、又は停止を命ずること。

四十六 法第三十八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

四十七 法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十八 法第三十八条第六項の規定により補償金額を負担させること。

四十九 法第三十九条の二の規定により報告を徴すること。

五十 法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。

五十一 第五条の五第二項の規定により同項に規定する計画放流水質を定めること。

五十二 第九条の三第二号の規定により区域を公示すること。

五十三 第九条の九第三号の規定により区域を公示すること。

五十四 第十七条の二の規定により認めること。

五十五 第十七条の三第二項の規定により認めること。

五十六 第十七条の十一の規定により認めること。

五十七 第十七条の十二の規定により認めること。

五十八 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の

二第一項の規定により通報すること。

五十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）

の規定により協議会から協議を受け、及び同意をすること。

六十 都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

六十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十二条第二項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事等から協議を受け、及び同意をすること。

六十二 特定都市河川浸水被害対策法第十三条第三項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

六十三 特定都市河川浸水被害対策法第四十六条第二項又は第三項の規定による通知を受理すること。

六十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から協議を受け、及び同意をすること。

六十五 都市の低炭素化の促進に関する法律第四十七条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

2 | 関係下水道管理者は、法第三十一条の五第四項の規定により当該連携協力下水道の下水道管理者に代わつて前項第一号から第五号まで、第八号、第九号、第十六号、第十七号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十五号、第三十七号、第四十号、第四十一号、第四十四号、第四十六号、第五十号から第五十七号まで及び第五十九号から第六十五号までに掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならぬ。

（国庫補助）

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（国庫補助）

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 四 (略)	一・二 (略) 三 法第二条の四第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。） 次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額 イハ (略)
2 四 (略)	一・二 (略) 三 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。） 次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額 イハ (略)

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与え、及び同条第四項の規定による届出を受理すること。 二（略） 2 都道府県又は指定市は、前項第一号（法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可に係る部分に限る。）、第二号から第四号まで、第七号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行ったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。 （管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七（略） 2 （略） 3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。 二（略） 2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第四号まで、第七号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行ったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。 （管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七（略） 2 （略） 3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	三			二	一	項
第二十條の三、第二十一條、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二	第十八條第一項			(略)	(略)	読み替える規定
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	(略)	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	(略)	(略)	読み替える字句

	三			二	一	項
第二十一條、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二	第十八條第一項			(略)	(略)	読み替える規定
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	(略)	(略)	読み替えられる字句
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	(略)	(略)	読み替える字句

十四条の三、第
二十八条の三、
第三十二条、第
三十三条第一項
、第二項第四号
及び第三項、第
三十四条から第
三十六条まで、
第三十八条、第
三十九条第一項
、第三十九条の
二第一項、第三
十九条の三第一
項、第三十九条
の四、第三十九
条の五第一項、
第三十九条の六
第一項から第三
項まで、第三十
九条の七第二項
及び第四項、第
三十九条の九、
第四十条第二項
、第四十一条、
第四十二条第一
項、第四十四条
の三第一項から
第五項まで及び
第八項、第四十
五条第一項、第

三十二条、第三
十三条第一項、
第三十二条第四号及
び第三項、第三
十四条から第三
十六条まで、第
三十八条、第三
十九条第一項、
第三十九条の二
第一項、第三十
九条の三第一項
、第三十九条の
四、第三十九条
の五第一項、第
三十九条の六第
一項から第三項
まで、第三十九
条の七第二項及
び第四項、第三
十九条の九、第
四十条第二項、
第四十一条、第
四十二条第一項
、第四十四条の
三第一項から第
五項まで及び第
八項、第四十五
条第一項、第四
十六条第一項及
び第二項、第四

四

四十六条第一項及び第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の六十第一項及び第三項、第四十八條の六十一、第四十八條の六十二第一項から第三項まで、第四十八條の六十三から第四十八條の六十五まで、

四

十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の六十第一項及び第三項、第四十八條の六十一、第四十八條の六十二第一項から第三項まで、第四十八條の六十三から第四十八條の六十五まで、第四十八條の六十七第一項及び第

第四十八条の六
十七第一項及び
第三項、第五十
六条、第五十七
条、第五十八
条第一項、第五
十九条第三項、
第六十条、第六
十一条第一項、
第六十二条、第
十六条第一項、
第六十七条の二
、第六十八条、
第六十九条第一
項、第七十条第
一項、第三項及
び第四項、第七
十一条第一項か
ら第五項まで、
第七十二条第一
項及び第三項、
第七十二条の二
第一項、第七十
三条第二項及び
第三項、第八十
六条第二項、第
八十七条第一項
、第九十一条第
一項から第三項
まで、第九十二

三項、第五十六
条、第五十七条
、第五十八条第
一項、第五十九
条第三項、第六
十条、第六十一
条第一項、第六
十二条、第六十
六条第一項、第
六十七条の二、
第六十八条、第
六十九条第一項
、第七十条第一
項、第三項及び
第四項、第七十
一条第一項から
第五項まで、第
七十二条第一項
及び第三項、第
七十二条の二第
一項、第七十三
条第二項及び第
三項、第八十六
条第二項、第八
十七条第一項、
第九十一条第一
項から第三項ま
で、第九十二条
第四項、第九十
三条、第九十五

		五		
三十一	～	六	第二十四条の二 第一項	条第四項、第九 十三條、第九十 五條の二第一項 及び第二項前段 、第九十六條第 五項
(略)		(略)	道路の 駐車料金	
(略)		(略)	指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金	道路管理者にあ つては道路の

4
～
9 (略)

(道路管理者の権限の代行)
 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理
 者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。
 一 五 (略)

		五		
三十一	～	六	第二十四条の二 第一項	条の二第一項及 び第二項前段、 第九十六條第五 項
(略)		(略)	道路の 駐車料金	
(略)		(略)	指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金	道路管理者にあ つては道路の

4
～
9 (略)

(道路管理者の権限の代行)
 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理
 者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。
 一 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、法第三十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、法第三十二条第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七〇五十（略）

2（略）

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 法第二十条の三の規定により協定を締結すること。

三〇五（略）

六 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十八号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

七〇二十（略）

二十一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により公共下水道管理者

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七〇五十（略）

2（略）

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるものうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

（新設）

二〇四（略）

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六〇十九（略）

（新設）

又は流域下水道管理者と協議し、同意し、及び法第二十八条の三の規定により点検に協力すること。

二十二～三十一 (略)

2・3 (略)

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が道路の維持若しくは災害復旧に関する工事又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第三号、第五号及び第十四号に掲げる権限

三～五 (略)

2・3 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第三号、第五号及び第十四号に掲げる権限

三・四 (略)

2・3 (略)

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるもの

二十～二十九 (略)

2・3 (略)

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が道路の維持若しくは災害復旧に関する工事又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三～五 (略)

2・3 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三・四 (略)

2・3 (略)

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるもの

のとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号から第五号まで、第七号、第十号から第十六号まで、第十九号及び第二十一号から第三十一号までに掲げる権限

三 六 (略)

2・3 (略)

第五条の四 法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第三号、第五号、第八号、第九号、第十四号及び第十七号に掲げる権限

三 四 (略)

2・3 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十条の三、第二十二條の二、第四十七条の十八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二・三 (略)

3 5 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路

のとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三 六 (略)

2・3 (略)

第五条の四 法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十六号に掲げる権限

三 四 (略)

2・3 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七条の十八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二・三 (略)

3 5 (略)

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路

管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十五号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで及び第三十一号並びに前項第二号から第十号までに掲げる権限

二 四（略）

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十五号に掲げる権限

二 三（略）

10 9 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十五号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで及び第三十一号並びにこの条第五項第二号から第十号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しな

管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第七号、第八号、第十号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第十号までに掲げる権限

二 四（略）

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条の二第一項第三号及び第十四号に掲げる権限

二 三（略）

10 9 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第十号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

ればならない。

11・12 (略)

(維持管理が適切に行われることが特に必要な工作物等)

第七条の二 法第三十二条第二項第八号の政令で定める工作物、物

件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 道路の占用に関する工事により道路の地下に設ける工作物、物件又は施設(電柱、電線、水管、下水道管及びガス管を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、その損傷、腐食その他の劣化により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通省令で定める工作物、物件又は施設

(占用の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ・ロ (略)

ハ 下水道法による下水道管

ニ・チ (略)

二 (略)

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合す

11・12 (略)

(新設)

(占用の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ・ロ (略)

ハ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道管

ニ・チ (略)

二 (略)

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合す

る場所であること。

イ 保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合を除き、電線の最下部と路面との距離が、五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル）以上であること。

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(工作物等の維持管理に関する事項に関する基準)

第十五条の二 法第三十二条第二項第八号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 工作物、物件又は施設の維持管理に関する他の法令の規定の適用がある場合においては、当該法令の規定に適合するように当該工作物、物件又は施設の維持管理をするものであること。

二 工作物、物件又は施設が、損傷、腐食その他の劣化その他の異状により道路の構造又は交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれのないように、適切な時期に、適切な方法により工作物、物件又は施設の点検その他の維持管理をするものであること。

三 前号の点検その他の方法により工作物、物件又は施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、工作物、物件又は施設の適切な維持管理が図られるよう、必要な措置を講ずるものであること。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

る場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が、五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル）以上であること。

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(新設)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二
第一項第六号及び第十八号並びに第五条の三第一項第三号及び第
五号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二
第一項第五号及び第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第
五号に掲げるものとする。

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第五項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

～	一	項		
	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	
	(略)	読み替える字句		
	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
	(略)			

現行

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

～	一	項		
	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	
	(略)	読み替える字句		
	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
	(略)			

十六	十五	十四	十三
第二十一条	第二十條の三、第二十三條第一項、第二十八條の三、第三十八條、第四十二條第一項、第四十八條の六十五第一項、第四十八條の六十七第一項及び第三項、第七十條第三項、第九十項、第九十二條第四項	第二十條第六項	(略)
協議	道路管理者	道路管理者と	(略)
機構又は会社 が協議	会社	機構又は会社と	(略)
地方道路公社 が協議	地方道路公社	地方道路公社と	(略)
十五	(新設)	十四	十三
第二十一条	(新設)	第二十條第六項	(略)
協議	(新設)	道路管理者と	(略)
機構又は会社 が協議	(新設)	機構又は会社と	(略)
地方道路公社 が協議	(新設)	地方道路公社と	(略)

第二十一条、第二十二 条第一項、 第三十二 条第一項から 第四項まで 及び第六項 、第三十三 条第一項、 第三十四 条から第三 十六項まで、 第三十九 条の二第一 項、第三十九 条の三第一 項、第三十 九条の第四 一項から第 三項まで及 び第五項、 第三十九 条の五第一 項、第三十九 条の六第一 項から第三 項まで、第 三十九条の 七第二項、	道路管理者	社 地方道路公
	機構	

第二十一条、第二十二 条第一項、 第三十二 条第一項から 第三項まで 及び第五項 、第三十三 条第一項、 第三十四 条から第三 十六項まで、 第三十九 条の二第一 項、第三十九 条の三第一 項、第三十 九条の第四 一項から第 三項まで及 び第五項、 第三十九 条の五第一 項、第三十九 条の六第一 項から第三 項まで、第 三十九条の 七第二項、	道路管理者	社 地方道路公
	機構	

十七

第三十九条
の九、第四
十条第二項
、第四十三
条の二、第
四十四條第
四項から第
七項まで、
第四十四條
の二第三項
、第五項及
び第六項、
第四十六條
、第四十七
條第三項、
第四十七條
の二第一項
及び第五項
、第四十七
條の十四、
第四十七條
の十七第一
項、第四十
八條第二項
及び第四項
、第四十八
條の五第三
項、第四十
八條の八第
二項、第四

十六

第三十九条
の九、第四
十条第二項
、第四十三
条の二、第
四十四條第
四項から第
七項まで、
第四十四條
の二第三項
、第五項及
び第六項、
第四十六條
、第四十七
條第三項、
第四十七條
の二第一項
及び第五項
、第四十七
條の十四、
第四十七條
の十七第一
項、第四十
八條第二項
及び第四項
、第四十八
條の五第三
項、第四十
八條の八第
二項、第四

	十八	～	二十二	（削る）
二項、第八十七條第一項、第九十條第三項、第九十六條第五項	（略）		（略）	（削る）
	（略）		（略）	（削る）
	（略）		（略）	（削る）
	（略）		（略）	（削る）

	十七	～	二十一	二十二
二項、第八十七條第一項、第九十條第三項、第九十六條第五項	（略）		（略）	第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第四十八條の六十五第一項、第四十八條の六十七第一項及び第三項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十條第二項、第九十二條
	（略）		（略）	道路管理者
	（略）		（略）	会社
	（略）		（略）	社 地方道路公

第二十三										
第二十八條の二第一項										(略)
及び連絡調 必要な協議 を行うために を効果的に 道路の管理 の密接関連 協議その他	又は	連絡調整、 踏切道密接 関連道路（ 踏切道改良 促進法（昭 和三十六年 法律第百九 十五号）第 三条第一項 に規定する 踏切道密接 関連道路を いう。）の 改良の方法 に関する協 議、							(略)	
協議	若しくは	は連絡調整又							(略)	
協議	若しくは	は連絡調整又							(略)	

二十四										二十三	
第二十八條の二第一項										(略)	条第四項
要な協議 うために必 効果的に 路の管理を 密接関連 議その他の に 改良の方法 に関する協										(略)	
連絡調整										(略)	
連絡調整										(略)	

	二十五	～	四十三
	(略)		(略)
整	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	一	二
読み替える規定	(略)	(略)
読み替えられる字句	(略)	(略)
読み替える字句	(略)	(略)

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十条の三、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二

道路管理者

有料道路管理者

	二十五	～	四十三
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	一	二
読み替える規定	(略)	(略)
読み替えられる字句	(略)	(略)
読み替える字句	(略)	(略)

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第三

道路管理者

有料道路管理者

十四条の二第三
項、第二十四条
の三、第二十八
条第一項及び第
三項、第二十八
条の三、第三十
一条の二第二項
及び第三項、第
三十二条、第三
十三条第一項、
第二項第四号、
第三項及び第四
項、第三十四条
から第三十九条
まで、第三十九
条の二第一項及
び第五項から第
七項まで、第三
十九条の第三第
一項及び第三項、
第三十九条の四
、第三十九条の
五、第三十九条
の六第一項から
第三項まで、第
三十九条の第七
二項及び第四項
、第三十九条の
九、第四十条第
二項、第四十一

項、第二十四条
の三、第二十八
条第一項及び第
三項、第三十一
条の二第二項及
び第三項、第三
十二条、第三十
三条第一項、第
二項第四号、第
三項及び第四項
、第三十四条か
ら第三十九条ま
で、第三十九条
の二第一項及び
第五項から第七
項まで、第三十
九条の第三第一
項及び第三項、第
三十九条の四、
第三十九条の五
、第三十九条の
六第一項から第
三項まで、第三
十九条の七第二
項及び第四項、
第三十九条の九
、第四十条第二
項、第四十一条
、第四十二条第
一項、第四十三

条、第四十二条
第一項、第四十
三条の二、第四
十四条第一項、
第二項及び第四
項から第七項ま
で、第四十四条
の二第一項から
第三項まで、第
五項及び第六項
、第四十四条の
三第一項から第
五項まで及び第
八項、第四十五
条第一項、第四
十五条の二第二
項、第四十六条
、第四十七条第
三項、第四十七
条の二第一項及
び第五項、第四
十七条の十四、
第四十七条の十
五、第四十七条
の十七第二項、
第四十七条の十
八、第四十七条
の二十一第一項
及び第三項、第
四十八条第二項

条の二、第二十
四条第一項、第
二項及び第四項
から第七項まで
、第四十四条の
二第一項から第
三項まで、第五
項及び第六項、
第四十四条の三
第一項から第五
項まで及び第八
項、第四十五条
第一項、第四十
五条の二第二項
、第四十六条、
第四十七条第三
項、第四十七条
の二第一項及び
第五項、第四十
七条の十四、第
四十七条の十五
、第四十七条の
十七第二項、第
四十七条の十八
、第四十七条の
二十一第一項及
び第三項、第四
十八条第二項及
び第四項、第四
十八条の二、第

三

及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第四十八條の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八條の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八條の二十四第一項及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九

三

第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第四十八條の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八條の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八條の二十四第一項及び第三項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四

、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項から第三項まで、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十四まで、第四十八

十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項から第三項まで、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十四まで、第四十八条の六十五第一項、第四十八条

八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項

の六十七第一項及び第三項、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第

			、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第六号及び第七号、第百五条、第百六条第一号
三十五	～	四	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道

			二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第六号及び第七号、第百五条、第百六条第一号
三十五	～	四	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道

路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議
 「と、同法第二十八条の第二項中「連絡調整、踏切道密接関連
 道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三
 条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法
 に関する協議、」とあるのは「連絡調整又は」と、「又は」とあ
 るのは「若しくは」と、「協議その他の密接関連道路の管理を効
 果的に行うために必要な協議及び連絡調整」とあるのは「協議」
 と、同法第三十九条の第二第七項中「入札占用指針」とあるのは「
 機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の第五第二項中「道路管
 理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十
 五条の第二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社
 が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるの
 は「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「
 協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項
 中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法
 第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第
 二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一
 項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七
 号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わって機構若
 しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うも
 の」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第
 三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読
 み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に
 掲げる字句とする。

項	読み替える 道路法の規	読み替える れる字句	高速自動車 国道法第二 十五条の規 定により読 み替えた字	読み替える 字句
定				

路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議
 「と、同法第二十八条の第二項中「連絡調整、踏切道密接関連
 道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三
 条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法
 に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために
 必要な協議」とあるのは「連絡調整」と、同法第三十九条の第二
 第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、
 同法第三十九条の第五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道
 路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の第二第二項中「道路管
 理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の
 十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」
 と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構
 が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるの
 は「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第
 十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若し
 くは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七
 号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規
 定により道路管理者に代わって機構若しくは地方道路公社が行う
 もの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の
 第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自
 動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	読み替える 道路法の規	読み替える れる字句	高速自動車 国道法第二 十五条の規 定により読 み替えた字	読み替える 字句
定				

第四項	第二十一条、第二十二條第一項、第三十二條第一項から第四項まで及び第六項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の	道路管理者
	国土交通大臣	
	機構	

	第二十一条、第二十二條第一項、第三十二條第一項から第三項まで及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の	道路管理者
	国土交通大臣	
	機構	

五|

九、第四十
条第二項、
第四十三
条の二、第
十四條第
四項及び
第六項、
第四十
四條の二
第三項、
第五項
及び第六
項、第四
十六條、
第四十七
條第三
項、第四
十七條の
第二項
及び第二
十七條の
第五項、
第四十七
條の第十
四、第四
十七條の
第七條の
第十七
第一項、
第四十八
條第二項
及び第二
四項、第
四十八條
の十九の
三、第四
十八條の
三十二、
第四十八
條の三十
三、

四|

九、第四十
条第二項、
第四十三
条の二、第
十四條第
四項及び
第六項、
第四十
四條の二
第三項、
第五項
及び第六
項、第四
十六條、
第四十七
條第三
項、第四
十七條の
第二項
及び第二
十七條の
第五項、
第四十七
條の第十
四、第四
十七條の
第七條の
第十七
第一項、
第四十八
條第二項
及び第二
四項、第
四十八條
の十九の
三、第四
十八條の
三十二、
第四十八
條の三十
三、

六	～	九	（削る）	（削る）
（略）		（略）		第四十八條の四十九號、第四十八條の六十四、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十六條第五項
（略）		（略）	（削る）	（削る）
（略）		（略）	（削る）	（削る）
（略）		（略）	（削る）	（削る）

五	～	八		
（略）		（略）	第二十三條第一項、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第四十	第四十八條の四十九號、第四十八條の六十四、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十六條第五項
（略）		（略）	道路管理者	
（略）		（略）	国土交通大臣	
（略）		（略）	会社	

二十八	～	十	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

二十八	～	十	九]
(略)		(略)	八条の六十 五第一項、 第四十八 条の六十 七第一項 及び第七 十三項、 第七十 条第三項 及び第四 項、第九 十一 条第二項、 第九十二 条第四項
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

(傍線の部分は改正部分)

- 47 -

八条第一項及び第三項、第二十八條の三、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第三項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項、第四項及び第六項
--

第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四條の二第一項から第三
--

二|

、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の十第四項、第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第一項及び第七第二項、第四十七条の十八第一項、第四十七条の二十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四

三|

項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の十第四項、第四十七条の十四、第四十七条の十五、第四十七条の十七第一項及び第二項、第四十七条の十八第一項、第四十七条の二十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の六第一項

、第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項及び第二項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十二まで、第四十八条の六十四、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十

、第四十八条の二十九の七第一項及び第二項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十二まで、第四十八条の六十四、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七條、第六十條、第六十二條、第

三	
第二十一条	七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第三百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第六号及び第七号、第一百五号、第一百六条第一号
第二十条及び第三十一条	
高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条及び第十二条	
（新設）	
（新設）	六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第三百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第六号及び第七号、第一百五号、第一百六条第一号
（新設）	
（新設）	

～	八	七	六	五	四
	(略)	第二十四条	(略)	(略)	第二十二條の三 第一項
	(略)	第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九條から第二十二條の三まで、第四十八條の十九第一項、第四十八條の二十二第一項又は第四十八條の二十九の五第一項	(略)	(略)	道路（ 二以上の道路管理者
	(略)	第二十條の三から第二十二條の三まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條	(略)	(略)	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（ 国土交通大臣及び道路管理者

～	八	七	六	五	四
	(略)	第二十四条	(略)	(略)	第二十二條の三 第一項
	(略)	第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九條から第二十二條の三まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項	(略)	(略)	道路（ 二以上の道路管理者
	(略)	第二十一條から第二十二條の三まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條	(略)	(略)	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（ 国土交通大臣及び道路管理者

三十五	(略)	(略)	(略)
三十五	(略)	(略)	(略)

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行										
（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。															
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二条第二項第二号	～	第二十条第五項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二条第二項第二号	～	第二十条第五項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社
			（略）		（略）						（略）		（略）		

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。															
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二条第二項第二号	～	第二十条第五項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二条第二項第二号	～	第二十条第五項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社
			（略）		（略）						（略）		（略）		

第二十八條の二第一項	第二十條第六項	～	第二十二條の三第三項	及び第三項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項
連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議、又は	(略)	(略)	(略)	協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議及び
				協議
連絡調整又は	(略)	(略)	(略)	若しくは

第二十八條の二第一項	第二十條第六項	～	第二十二條の三第三項	三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項
連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	(略)	(略)	(略)	
				連絡調整

3			
(略)	第九十三条	～	第三十一条第二項
	(略)		(略)
	(略)		(略)
連絡調整			

3			
(略)	第九十三条	～	第三十一条第二項
	(略)		(略)
	(略)		(略)

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（下水道事業課の所掌事務） 第九十九条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第二条の四第一項</u> <u>に規定する流域別下水道整備総合計画及び同法第三十一条の二</u> <u>第一項に規定する広域連携推進計画に関すること。</u> 四〃八 （略）	（下水道事業課の所掌事務） 第九十九条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）<u>第二条の二第一項</u> <u>に規定する流域別下水道整備総合計画に関すること。</u> 四〃八 （略）

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（道路管理者の権限の代行） 第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに<u>第四条の二第一項第三号</u>（道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第五号及び第十四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。 2 5 4 （略）	（道路管理者の権限の代行） 第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに<u>第四条の二第一項第二号</u>（道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。 2 5 4 （略）